

## 第41号議案

### 八王子市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の 一部を改正する条例設定について

八王子市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和3年2月24日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

### 八王子市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する 条例

八王子市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第52号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(基本方針) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。 5～7 (略)	(基本方針) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 <b>責任者の設置その他の</b> 必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。 5～7 (略)
<b><u>(勤務体制の確保等)</u></b> <b><u>第11条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</u></b> <b><u>2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u></b>	

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のため、外部の研修実施機関が行う研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第12条 (略)

(業務継続計画の策定等)

第13条 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第18条第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対

(定員の遵守)

第11条 (略)

(衛生管理等)

第12条 (略)

2 福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるとともに、**感染症の発生及びまん延の防止に係る研修を実施するよう努めなければならない。**

し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(秘密保持等)

第 1 5 条 (略)

(苦情解決)

第 1 6 条 (略)

(事故発生時の対応)

第 1 7 条 (略)

(虐待の防止)

第 1 8 条 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(非常災害対策)

第 1 9 条 (略)

2 (略)

3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(記録の整備)

第 2 0 条 (略)

2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第 1 6 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 第 1 7 条第 1 項に規定する事故の状況及び処置についての記録

(委任)

(秘密保持等)

第 1 3 条 (略)

(苦情解決)

第 1 4 条 (略)

(事故発生時の対応)

第 1 5 条 (略)

(非常災害対策)

第 1 6 条 (略)

2 (略)

(記録の整備)

第 1 7 条 (略)

2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第 1 4 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 第 1 5 条第 1 項に規定する事故の状況及び処置についての記録

(委任)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、この条例による改正後の八王子市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第 1 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第 2 項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第 3 項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、新条例第 1 4 条第 2 項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(虐待の防止に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間、新条例第 1 8 条（第 2 号に係る部分を除く。）の規定の適用については同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。